

# 伊賀市空き家等除却費補助金概要

〒518-8501 伊賀市四十九町3184  
伊賀市役所 空き家対策課  
☎0595-22-9676

特定空き家等と伊賀市が認定した建物で、解体除却の行政指導を受けている方が、補助金の交付対象となります。解体除却の行政指導を受けていない方は補助金の申請は受けられません。

## 1. 補助対象チェック

次のチェック項目がすべて✔がある場合は補助対象者となります。

- 指導書の助言・指導措置の内容が解体除却と記載がある。
- 解体除却を行う業者は市内に主たる事務所を有する法人又は個人事業者である。
- 解体除却の工期が3月31日までに完了予定である。
- 申請者と同居者は暴力団員又はその関係者ではない。
- 他の補助金等の対象となる工事でないこと。
- 対象建物の所有者である。又はその直系血族または相続人である。
- 申請者及び同居者は居住する市区町村民税を滞納していない。



## 2. 補助対象経費と補助額

補助対象経費は措置指導を受けた建物の除却及び廃材の処分（産業廃棄物のみ）が対象です。

☆ 除却工事費

☆ 除却工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費（産業廃棄物）

☆ 上記に係る諸経費

※ 建物内及び敷地内に残置している家財などの処分費用は本制度の補助対象外です。別途支援制度がありますので、詳細はお問い合わせください。

★ 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度

## 3. 安心して除却工事を進めるための事前確認

空き家の除却工事をを行う空き家所有者が増えています。そうした中、除却工事のトラブルや法令違反など、解体中や解体後に思わぬ事態を招く場合があります。そうならないように事前にチェックしましょう。

除却工事経費（見積額）500万円未満

除却工事経費（見積額）が500万円以上

- 工事業者は建設リサイクル法による解体工事業者登録がされている
- 工事業者は、建設業法による建設業許可業種の解体工事の許可を受けている
- 除却面積が80㎡以上の場合は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条第1項に定める届出書を伊賀市建設部都市計画課に提出する予定（提出した）
- 除却工事業者は廃棄物の収集運搬・処分を行うことができることを確認した。

不法投棄を防ぐためにも、事前の確認が大切です！

## 4. 除却後の跡地の管理を適切に行いましょう

伊賀市除却費補助金を受けて解体除却した場合、補助要綱15条に基づき雑草の繁茂や廃棄物の投棄等が生じないように、適正に管理しなければいけません。

また、適正に管理が行われない場合は、「伊賀市火災予防条例」や「伊賀市あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき行政指導を受ける場合もあります。

